

(類ごとの共通基準)

第32条の7 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 第1類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物及びこれを含有するものにあつては、水との接触を避けること。
 - (2) 第2類の危険物は、酸化剤との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては水又は酸との接触を避け、引火性固体にあつてはみだりに蒸気を発生させないこと。
 - (3) 自然発火性物品（第3類の危険物のうち危険物の規制に関する政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。）にあつては炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水性物品（第3類の危険物のうち同条第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。）にあつては水との接触を避けること。
 - (4) 第4類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。
 - (5) 第5類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。
 - (6) 第6類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱を避けること。
- 2 前項の基準は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うに当たって、同項の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

本条第1項は、法別表第1に掲げられた危険物の分類に従い、それぞれの類に共通する一般的性状、危険性を踏まえて、少量危険物の貯蔵及び取扱いにおける原則的な基準について規定したものである。

1 第1項

(1) 第1号

「**第1類の危険物**」は、酸化性固体であり、その性質は、一般的には不燃性物質であるが、他の物質を酸化する酸素を分子構造中に含有しており、加熱、衝撃、摩擦等により分解して酸素を放出するため、周囲の可燃性物質の燃焼を著しく促進することとなる。

その貯蔵及び取扱いについては、分解を起こす条件を与えないように次の点に注意する必要がある。

ア 加熱、衝撃及び摩擦を避けること。

イ 分解を促進させる薬品類との接近を避けること。

ウ 周囲に可燃物を置かないこと。

エ 水と反応して酸素を放出するアルカリ金属の過酸化物及びこれらを含むものにあっては、水との接触を避けること。

(2) 第2号

「**第2類の危険物**」は、比較的低温で着火又は引火しやすい可燃性の固体で、更に燃焼が早く有毒なもの又は燃焼の際、有毒ガスを発生するものがある。

その貯蔵及び取扱いについては、次の点に注意する必要がある。

ア 酸化剤との接触及び混合を避けること。

イ 炎、火花及び高温体との接近又は過熱を避けること。

ウ 鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあっては、水又は酸との接触を避けること。

エ 引火性固体にあっては、みだりに蒸気を発生させないように貯蔵し、又は取り扱うこと。

(3) 第3号

「**第3類の危険物**」は、自然発火性物質及び禁水性物質の性状を有するものであるが、その危険性は他の危険物と比較して高いものと評価されており、その指定数量も10 kgから300 kgと比較的少なく設定されている。

第3類の危険物には、黄りんのように自然発火性（空気中での発火の危険性）のみを有している物品、又はリチウムのように禁水性（水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生する危険性）のみを有している物品もあるが、ほとんどの物品は、自然発火性及び禁水性の両方の危険性を有している。

その貯蔵及び取扱いについては、次の点に注意する必要がある。

ア 自然発火性物品は、空気との接触を避けること。

イ 自然発火性物品は、炎、火花及び高温体との接近又は過熱を避けること。

ウ 禁水性物品は、水との接触を避けること。

エ 保護液中に保存されている物品は、保護液の減少等に注意し、危険物が保護液から露出しないように貯蔵すること。

(4) 第4号

「**第4類の危険物**」は、引火性液体で、液体の表面から発生する蒸気が空気と混合して、一定の混合比（燃焼範囲）の可燃性混合ガスを形成した場合に、炎や火花等の火源により引火し、火災及び爆発に至る。

可燃性混合ガスは、液体の温度が当該液体の引火点以上になった場合に形成されるため、引火点が常温以下の第4類の危険物にあっては、常に引火危険性が存在することになる。また、第4類の危険物は、一般的には不良導体で静電気が蓄積されやすく、静電気の放電火花による引火危険が高い。

その貯蔵及び取扱いについては、次の点に注意する必要がある。

ア 炎、火花及び高温体との接近又は過熱を避けること。

イ 石油類については、静電気による放電火花について特に留意すること。

ウ 可燃性蒸気が発生するような取扱いを行う場合、有効な排出装置を設けるか、又は十分な通風を行うこと。

(5) 第5号

「**第5類の危険物**」は、自己反応性物質で、爆発又は激しい加熱分解による発熱の危険性がある。また、過熱、衝撃、摩擦又は他の物品との接触により発火し、爆発するものが多く、また、空気中に長時間放置すると分解が進み、やがて自然発火するものがある。燃焼は爆発的なものが多く、激しい燃焼状況を呈するため、消火が困難と

なる場合が多い。

その貯蔵及び取扱いについては、次の点に注意する必要がある。

ア 炎、火花及び高温体との接近を避けること。

イ 過熱、衝撃及び摩擦を避けること。

ウ 分解しやすいものは、室温、湿気及び通風に注意すること。

(6) 第 6 号

「**第 6 類の危険物**」は、酸化性の液体で、自らは不燃性であるが、可燃物と混ぜるとこれを酸化し、着火させることがある。

その貯蔵及び取扱いについては、次の点に注意する必要がある。

ア 可燃物との接触及び混合を避けること。

イ 分解を促進させる薬品類との接近を避けること。

ウ 過熱を避けること。

2 第 2 項

第 1 項は、危険物が有する危険性に応じた貯蔵及び取扱いに関する原則的な基準を規定しているのに対し、本項では、危険物の貯蔵及び取扱いがこうした原則的な基準では作業工程等に不備が生じ、操業に差し支えがあるような場合等にあつては、この基準によらないことができる旨を規定している。

しかし、原則規定から外れた貯蔵及び取扱いをする場合は、それにより発生する可燃性蒸気、化学反応、発熱等の危険因子に対する換気、冷却等の災害を防止するための十分な措置を講じたうえで行う必要がある。